

労働者派遣事業に関する情報

株式会社コステック

令和2年度労働者派遣事業報告書（年度報告）を基に情報を公開いたします。

対象期間：令和6年6月1日～令和7年5月31日

1.労働者派遣の実績

①派遣労働者の実数	31人
②派遣先の実数	16件

2.福利厚生に関する事項

- ・各種社会保険（労災保険・雇用保険・厚生年金・健康保険）
- ・定期健康診断受診
- ・年次有給休暇、育児休業制度、介護休業制度
- ・慶弔金支給

3.教育訓練に関する事項

(1)対象者

雇用するすべての派遣社員を対象とする。

(2)実施内容

入職時から1～2年程度は基礎的・共通的な教育訓練を中心に、業種・職種などに応じた分野別・専門的な教育訓練も必要に応じて実施する。さらに勤続年数や職歴等を踏まえて、本人のキャリアアップに資するようなスキル・知識の習得、資格の取得に向けた教育訓練の受講も支援する。

また、無期雇用派遣社員については短期的な視点のみならず、中長期的なキャリア形成をより一層重視したキャリア・コンサルティングや教育訓練の実施、キャリアパスの実現を目指していく。

(3)実施時期・頻度・時間

入社時の訓練も含めて、少なくとも雇用開始後3年間は毎年1回以上の教育訓練の機会を提供し、その後のキャリアの節目等の一定の期間ごとにキャリアパスに応じた研修等を実施する。実施時間については、フルタイムで1年以上の雇用が見込まれる派遣社員一人当たり、少なくとも最初の3年間は、毎年概ね8時間以上の教育訓練を実施する。

(4)実施方法

教育訓練は以下の方法で実施する。

- ・派遣元社内でのセミナーなどの開催
- ・派遣先におけるOJT
- ・eラーニング

(5)勤務上の取扱い

労働時間として扱います。（有給）（無償）

4.派遣料金・派遣労働者の賃金、マージン率

派遣料金 (8時間当たり)	派遣労働者賃金 (8時間当たり)	マージン率
26,810円	16,865円	37.09%

※マージンには、労災保険・雇用保険・厚生年金保険・社会保険などの社会保険料、社員の有給休暇費用、営業事務担当社員の人件費、オフィスの賃貸料、募集広告費用、経理代行会社（税理士費用含む）、社会保険労務士費用などの会社諸経費が含まれます。

5.同一労働同一賃金の対応

・労使協定方式

協定対象派遣労働者に限定する（当該協定の有効期間の終了日：2026年3月31日）

6.キャリアコンサルティング窓口

総務部(03-3511-0341)